

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日にあ
る日)

鳥取県知事 西尾 次

目次

◇告 示 土地改良区の役員が就任(農村整備課)

土地改良事業の工事の完了(〃)

蒜山大山有料道路に係る岡山県管有料道路料金徴収条例
の一部改正(道路課)

告 示

鳥取県告示第五百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり以西土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年四月二十八日

退任した役員の名及び住所

理事 小川道雄 東伯郡赤碕町大字竹内二七一

〃 小川正則 〃 大字竹内二八六

〃 斉尾克己 〃 大字竹内五八二

〃 谷本茂 〃 大字竹内五七四

〃 入江忠夫 〃 大字宮木三〇一

〃 入江重雄 〃 大字宮木七一三

〃 高力孝治 〃 大字高岡四二一

〃 高力稔二 〃 大字高岡三六四

〃 永田博道 〃 大字高岡三〇〇

〃 岩本東 〃 大字高岡七〇

〃 山本哲嗣 〃 大字大父三五七一

〃 前田勉 〃 大字大父三四〇

〃 小椋弘志 〃 大字大父八六四

〃 大口肇 〃 大字山川五二〇

〃 谷本正文 〃 大字山川二一三

監事 川上薫 〃 大字竹内三六一

〃 牧田正毅 〃 大字竹内五二一

〃 高力博文 〃 大字高岡三六六

平成元年三月二十九日退任

就任した役員の名及び住所

理事 小川道雄 東伯郡赤碓町大字竹内二七一

“ 小川正則 “ 大字竹内二八六

“ 齊尾克己 “ 大字竹内五八二

“ 谷本茂 “ 大字竹内五七四

“ 入江忠夫 “ 大字宮木三一〇―一

“ 入江重雄 “ 大字宮木七一―三

“ 高力孝治 “ 大字高岡四二一

“ 高力稔二 “ 大字高岡三六四―二

“ 永田博道 “ 大字高岡三〇〇

“ 岩本東 “ 大字高岡七〇

“ 山本哲嗣 “ 大字大父三五七―一

“ 前田勉 “ 大字大父三四〇

“ 小椋弘志 “ 大字大父八六四

“ 大口肇 “ 大字山川五二〇―一

“ 那須正俊 “ 大字山川二六七―二

“ 川上薫 “ 大字竹内三六一―一

“ 牧田正毅 “ 大字竹内五二一

“ 高力博文 “ 大字高岡三六六

平成元年三月三十日就任 任期四年

鳥取県告示第五百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつ

たので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
以西土地改良区	土地改良総合整備事業（一般）帽子取地区農道整備	昭和六十一年九月三十日
“	農業用排水	昭和六十三年三月二十日
“	暗きよ排水	昭和六十三年三月二十日

鳥取県告示第五百四十四号

蒜山大山有料道路に係る岡山県管有料道路料金徴収条例が次のとおり一部改正されたので、鳥取県、岡山県蒜山大山有料道路の管理に関する事務の委託に関する規約（昭和四十五年六月鳥取県告示第四百六十六号）第七条第三項の規定により告示する。

平成元年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◎改正に係る岡山県の条例

各種使用料等の改定に関する条例をここに公布する。

平成元年三月二十八日

岡山県知事 長 野 士 郎

岡山県条例第七号

各種使用料等の改定に関する条例

第五十条 岡山県営有料道路料金徴収条例（昭和四十五年岡山県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表」に改め、同表の二の表中「四五〇円」を「四六〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に改め、同表の備考中「備考」を「備考」に改め、同表の備考1中「の各号」を削る。

附 則

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。